〃	〃	十億円	九十七円四十六銭
〃	〃	二十億円	九十七円五十五銭
〃	第四回	九十億円	九十五円二十三銭
〃	〃	四億円	九十五円二十七銭
〃	〃	六十億円	九十五円五十三銭
〃	第五回	二億円	九十六円十七銭
〃	〃	十億円	九十六円二十七銭
〃	〃	二億円	九十六円九十六銭
〃	第六回	八十五億円	九十六円三十二銭
〃	〃	二億円	九十六円六十銭
〃	〃	三億円	九十六円六十五銭
〃	〃	五億円	九十六円七十銭
〃	第七回	十九億円	九十五円六十七銭
〃	〃	五億円	九十五円八十五銭
〃	〃	十億円	九十六円二十銭
〃	〃	八十五億円	九十六円二十七銭
〃	〃	十億円	九十六円三十銭
〃	〃	三億円	九十六円三十二銭
〃	〃	十億円	九十六円四十銭
〃	第八回	十五億円	九十六円五十九銭
〃	〃	十五億円	九十七円二十四銭
〃	第九回	十億円	九十七円五十八銭
〃	第十一回	五億円	九十八円四銭
〃	第十二回	八億円	九十七円五十三銭
〃	第十三回	二十億円	九十八円五十銭
〃	第十四回	二十億円	九十七円三十六銭
〃	〃	五十億円	九十七円四十六銭
〃	〃	十億円	九十七円五十四銭
〃	〃	五十億円	九十七円五十六銭
〃	〃	五十億円	九十七円六十六銭
〃	〃	五十億円	九十七円七十六銭
〃	〃	十億円	九十七円八十銭
合　　計		八百八十六億円	

○防衛省告示第百四十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条及び第十九条の規定に基づき、小松飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十三日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十六年防衛庁告示第百五十五号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「北緯三十六度二十三分三十七秒　東経百三十六度二十四分二十八秒（標高六メートル）」を「北緯三十六度二十三分三十八秒　東経百三十六度二十四分二十七秒（標高六・七メートル）」に改める。

㈡　第二項中「単車輪　五十六トン　複車輪　七十七トン」を「単車輪　六十六トン　複車輪　百トン　複々車輪　三百九十六トン　複数車輪　三百三十トン」に改める。

二　昭和三十六年防衛庁告示第百五十六号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表進入角指示灯（ＰＡＰＩ）の項中「四百九十八メートル」を「五百七十メートル」に、「六百十一メートル」を「四百九十五メートル」に改め、同表滑走路灯の項中「白熱電灯」を「ハロゲン灯」に、「四万カンデラ」を「一万カンデラ」に、「一万六千カンデラ」を「四千カンデラ」に改め、同表誘導路灯の項を次のように改める。

誘導路灯	白熱電灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青十二カンデラ	誘導路の出入口

㈡　第四項の表着陸方向指示灯の項を削り、同表風向灯の項中「風向灯　」を「風向灯　白熱電灯、不動光」に、「着陸方向指示灯に接近し」を「滑走路南側中央部付近で」に改め、同表指向信号灯の項中「又は航空白の任意の信号光を発する」を「、航空白、信号光」に改める。